

# 元刑事の社労士が教える！ 経営者が知るべきハラスメント対策セミナー ～刑事事件にもなるハラスメント その壁を知る。～

一昔前までは当事者間の問題とされてきたハラスメントは、もはや当事者間の問題では済まなくなり、会社を巻き込む犯罪事件となることもあり、令和2年6月1日から改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、中小企業に対しても令和4年4月1日から法の措置が義務付けられました。ハラスメントにより心に深い傷を負うことで働くことが出来なくなることは、会社の損失にとどまらず、その人の人生をも壊すこととなります。本セミナーではなぜ、今ハラスメント対策が必要なのか、ハラスメントの現状とその種類、会社が責任を問われるケースをお話し、その原因と防止・対策について、元刑事目線で解説します。ぜひこの機会にご参加ください。

※日本橋法人会では会員企業のサポートとして、また地域への社会貢献として各種セミナーを開催しています。

## 講演内容

### 1. 職場におけるハラスメントとは

- ・ 4つのハラスメントの共通点と相違点

### 2. ハラスメント問題と会社が抱えるリスク

### 3. ハラスメントになる!?ならない!?

- ・ 裁判例から見る実務上のポイント

### 4. ハラスメントが起きた場合の対応方法

### 5. ハラスメント予防に向けて

- ・ 加害者にならないために指導にあたっての注意点

## AIG 共催協力講師

ガーディアン社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士

**恵島 美王子**（えしま みおこ）氏

人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ、元警察の刑事部出身の社会保険労務士。交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022年企業の労務リスク対策に特化した社労士事務所を設立。



## セミナー参加申込書 FAX. 03-3663-3307

■日 時:2023年 10月 2日(月)

13:00～14:30

■会 場:日本橋法人会研修室

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル地下1階

TEL: 03-3667-1736

■参加費:無 料

■問合せ:公益社団法人 日本橋法人会

TEL: 03-3667-1736

■定 員:20名(定員となり次第、申し込みを締め切らせていただきます。)

※お申込みは当会ホームページ、または右欄にご記入の上、切らずにこのままFAXにてお送りください。

※当日はこちらの申込用紙をお持ちください。

■主催:公益社団法人 日本橋法人会

■共催:AIG 損害保険株式会社

フリガナ		
法人名		会 員 or 非会員 (どちらかに○)
業 種		
所在地	〒	
TEL		
FAX		
(フリガナ) 参加者名	部署・役職	
(フリガナ) 参加者名	部署・役職	